

第六十五回国会 衆議院 産業公害対策特別委員會議録 第十二号

昭和四十六年四月二十七日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 小林 信一君

理事 小山 省二君 理事 始関 伊平君

理事 古川 文吉君 理事 山本 幸雄君

理事 渡辺 栄一君 理事 島本 虎三君

理事 岡本 富夫君 理事 寒川 喜一君

理事 木部 佳昭君 理事 葉梨 信行君

理事 浜田 幸一君 理事 林 義郎君

理事 藤波 孝生君 理事 阿部末喜男君

理事 加藤 清二君 理事 土井たか子君

理事 古寺 宏君 理事 谷口善太郎君

理事 米原 昶君

出席政府委員

内閣官房内閣審議官 城戸 謙次君

厚生省環境衛生局長 曾根田郁夫君

通商産業省公害官 小宮山重四郎君

通商産業省公害官 小宮山重四郎君

通商産業省公害官 莊 清君

保安局長 森口 八郎君

通商産業省公害官 森口 八郎君

保安局長 森口 八郎君

通商産業省公害官 森口 八郎君

保安局長 森口 八郎君

通商産業省公害官 森口 八郎君

保安局長 森口 八郎君

通商産業省公害官 森口 八郎君

保安局長 森口 八郎君

通商産業省公害官 森口 八郎君

保安局長 森口 八郎君

通商産業省公害官 森口 八郎君

保安局長 森口 八郎君

通商産業省公害官 森口 八郎君

保安局長 森口 八郎君

通商産業省公害官 森口 八郎君

保安局長 森口 八郎君

通商産業省公害官 森口 八郎君

保安局長 森口 八郎君

○小林委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員 きのうはこまかく政令の問題について疑点をただして、今回は、その総体的な政令の、または省令の規定見込み事項、こういうようなものに対して、提出があったわけであり、それをもとにしてまた若干の質問を展開することに相なりますが、この法律をつくるに至った根本的な一つの要因をなしている産業構造審議会産業公害部会二月十六日の答申案、これは中間報告という形で出されておりましたが、そのうちの、昨日も申し上げましたとおり、法律部分になったのは、これはI、II、そのうちのIIの「産業公害防止体制確立のための方策」、これまた「企業内産業公害防止体制の整備」これが1、2は「公害防止のための事業者間協力の推進」、それから3は「国および地方公共団体による指導体制の整備」、こういうふうにそれぞれあるわけであり、その1のうちの②、これが「工場における公害防止体制の整備」、こうなっておりますが、法律になったのはこの部分だけであって、そのほかの部分ほとんど取り入れられておらない。この件について指導体制を強化するとか、いろいろな答弁がきくうあつたわけであり、しかし、実際は全部が中間報告であり、全部がいわゆる答申案の内容ですから、もし法律にした部分、これがIIの1の「企業内産業公害防止体制の整備」、このうちのまた②の「工場における公害防止体制の整備」、これだけやったということは、そのほかの部分全部これに対しての手当で、またこれに対する方針、こういうようなものをはっきりしておかないと、

答申は尊重するというものでありますけれども、尊重することにはならないわけであり、第一番の「問題の所在と経営理念転換の緊要性」、それから第二の「産業公害防止体制確立のための方策」、その1の「企業内産業公害防止体制の整備」、それから2は「公害防止のための事業者間協力の推進」、3は「国および地方公共団体による指導体制の整備」、こういうようなことについてやはりきのうの答弁は一応聞きました。しかし、それはほんの答弁というところに値しないような普通の形式的な答弁であります。むしろ、内容がほしいわけであり、この答申の中には、一読してみてもなかなか意味の深長なものも入っているわけですが、したがって、現行制度の中にこれを取り入れてやっていくのか、また、そうでなければ今後必要である場合には、法制化または制度またはそのために必要ないろいろな委員会、こういうようなものなり制度をつくっていくということも当然必要になるわけ、そういうようなものに対しては、善処するだけじゃちよつとわからぬのです。したがって、いま法律案になったこの部分以外はこの答申に対しては、今後具体的にどういふふうにしていくのかというのをもう一回明確にしておいていただきたい。この答申案の目次のところにありますから、この目次によってひとつ答弁願いたいと思つてます。

○小宮山政府委員 IIの「産業公害防止体制確立のための方策」のうち、1の「企業内産業公害防止体制の整備」、①の「経営における公害防止意識の徹底」というようなところでございますけれども、これはマインドの問題でございますので、やはりこの二ページに載つております「事業者は、内部からの自発的な意志によって公害の防止に取り組む積極的な姿勢を確立することが最も肝要である。」というところで、やはり通産省といたしましては企業内にスタッフシステムとか、ラインシステムとかいうシステムをつくつていただいて、公害体制にしっかりしたものをつくつていただく。それから企業がはつきり公害防止マインドの徹底をしていただくというように、行政指導的に考えていきたいということでございます。

それから二番目の「地域事業者間協力の推進」でございますけれども、これは公害防止事業団その他でございます。それからいま上程されております農村地域への工業導入計画などには、ぜひ公害の出ないよう、やはり地域をちゃんとしていただくというように、行政指導あるいは予算措置などでやっていたということでございます。

それから最後に、「国および地方公共団体」、これはやはり税制上あるいは金融上通産省といたしましてはいろいろ助成措置をしなければいけない。また研修会なども積極的に進めていく。特に中小企業に対しては非常に負担が大きいのことで、今回の、昨日指摘がございました政令等において特別な指導をさせていただきたいということでございます。

ですから、この答申の中間報告の中で、一番法律として具体化する、また一番重要なことは、工場における公害防止体制の整備ということが、公害防止に非常に積極的につながる問題でございますので、先生のおっしゃる通りに、確かにこの点がクローズアップされて前面に出ておりますけれども、ほかの点を通産省としては忘れてはならないわけではございません。特に工場における公害防止体制の整備ということが直接公害に結びつくところでございますので、その点に一番留意し、また法制化に留意いたしましたけれども、ほかの点を全

委員の異動

四月二十七日

辞任 米原 昶君

同日 米原 昶君

辞任 谷口善太郎君

同日 谷口善太郎君

補欠選任 米原 昶君

同日 米原 昶君

本日国会に付した案件

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案(内閣提出第一〇一号)

部忘れているということではなく、今後ともそれに対しては鋭意積極的に努力する所存でございます。

○島本委員 きょうは悪臭防止法が通過いたしました。この「特定工場の定義」の中に、「特定工場」とは、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設又は粉じん発生施設を設置する工場で政令で定める要件に該当するものをいう。悪臭についてはこの場合は全然取り入れないのですか。

○政府委員 法律の策定にあたりまして、御指摘の悪臭につきましては、両省間で十分検討いたしたわけでございますが、今回の通産省提案の法案では、公害防止体制の整備につきまして、やはり公法上の利用者に対する義務ということで義務づけをする。そのために一定の責任者の専任届け出を罰則で担保した形で強制をするという法律上の制度にしたわけでございます。したがって、法案にございまして、大気汚染以下四つの典型公害を取り上げたわけでございまして、それ以外の取組法令におきまして特定施設制度をはっきりとしまして義務者というものを確定しておる。そういう確定した義務者について、今回の法律で組織の整備をさらに一段促進するということが、現状においては最も適当ではないかと判断したわけでございます。

それでは御指摘の悪臭については、悪臭防止技術の現状とか、あるいは行政指導体制の現状等から、厚生省からも御答弁がありましたように、今回は、特定施設制度はまだ法律上若干無理だということ、悪臭防止法案の中にもついに入るに至らなかったわけでございます。したがって、今回われわれの法律のほうでも、それとの見合いにおきまして、一応悪臭ははずしてありますが、将来行政指導体制が整備され、さらに防止技術というものが現在以上に確立してくるということ、で、悪臭問題に対する政府の施策というものがさらに一段も二段も強化されなければいかぬ。これ

はもう厚生省、通産省も一致した当然の考えでございます。それに見合まして、われわれとして防止体制のほうについても当然前向きに将来は考えていかなければならぬだろう、こういう判断で一応現状の形で御提案申し上げた、こういうことでございまして。

○島本委員 よくわかりました。その答弁の範囲はわかったのです。ただ、基本法による典型公害は七つです。これは何人といえども犯すべからざる公害なのです。典型公害をはっきりきめていながら、特定工場の定義の中に典型公害を全部取り入れない、こういうようなことは少しおかしいじゃないですか。技術的にむずかしい、いかに技術的にむずかしくても、これはとれるのだということとをちゃんとカッコに入れておいてもいい。これをやらないで、三つか四つにこれはもう限定してしまつた。少なくとも典型公害として公害対策基本法の中でいっているものは、これは全部出してはならない公害で、それを七つにまとめるのは、これはやむを得ないから、その七つの典型公害の全部が、これはやるものに対して当然特定工場の指定をしておかなければならぬじゃないかと思うのですが、これに対してはどうして入れないのですか。入れないことはいいことなですか。入れないことに對しては、典型公害は七つ基本法にあるのですが、そうすると、この法律は基本法無視ですか、どういふことですか。

○政府委員 この法律は、昨日も御答弁申し上げましたように、基本的には公害対策基本法第三条（事業者の責務）という包括的な規定に基づきまして、そこから、その精神に発して政府としては御提案申し上げるつもりでございます。それで、いま御指摘のございました典型公害のうちで、あと振動がございまして、それから地盤沈下、こういうもの、それから悪臭と都合三つあるわけでございまして、振動につきましては、現在のところまだ法的な規制というものが全くなされるに至っておらないというふうな状況でございます。地盤沈下につきましては、工業用水法あるいは

はビル用水法によって地下水のくみ上げが規制されておるわけでございましてけれども、この地盤沈下の場合には、どの地域について法の規制をかけるか。それから規制地域についてはどういふ大きな井戸だけを認め、それ以外のものを禁止するかというところによって、地下水のくみ上げ量というものは明確に量的にきまつておるわけでございまして、それによって地盤沈下というものがどこまで防げるかということが明確になってくるということでございます。したがって、大気汚染とか、あるいは水質汚濁のように、特定の工場がございまして、いろいろな形で生産活動が行なわれる、生産設備などもふやされる、あるいは生産工程も変わる、それに従つてまた別の公害が起こってくるというふうな生産工場の実態とは相違を異にしておるのじゃないか。地下水については、法の規制をいかに前向きにきちんと行なうかによって勝負がきまつてくるという意味で、いろいろな工場の井戸のくみ上げについての管理を置かせる必要性が非常に強いのではないかと、これはやむを得ないから、この七つにございまして、われわれ管理者制度を置くことが正しくないとか、間違つておるとかというふうなことで、われわれは振動とか、用水のくみ上げについて、そういう意味ではおるわけでございまして、最も緊急度の高いものからやっていたい。その精神は先ほど悪臭について申し上げたと同じでございます。立法の基本姿勢というものは、今後全般の公害規制の整備強化に伴つてこの法案自体についても、やはりそれに応じて前向きに考えていく、その姿勢は同様でございます。

○島本委員 やはり典型公害として、公害対策基本法にあるものはすべてそれをやつてはいけないうし、出してはいけないうし、そういうふうなことで、よって国民に被害を与えてはいけないう。これがいまの場合七つあるのです。それに類するものはまだあるのですが、ただしそれは、単独立法によつて行なわれているけれども、やはり廃棄物の問題なんかあるのです。それから土壌汚染、こういう

ような問題等もまだまだあるのですから、そういうふうにして見ると、やはりそれ全部を発生させるものについての規制が必要だ、これは当然じゃないかと思う。いまいろいろくどくどと言いましたけれども、地下水くみ上げの量がきまつていたつて、たとえば新潟にある工場で、地下水といても、それをくみ上げておいて、それは天然ガス、水溶性のガスです、それをすぐくみ上げることによって、そのまま輸出用の肥料にすぐくみ上げておるでしょう。そういうものをくみ上げておるから、したがって、地盤は沈下している。こういうようなことで、いろいろな地盤沈下に対する対策も練られておるとすると、それをうんとやること、また一定の量以上にやることは当然公害を引き起こすことになるから、そういうようなものに対する規制を考えなければならぬはずじゃありませんか。そういうようなものに対してはやらなくてもいいというふうな理由は、おそろくないはずじゃないかと思うのです。

それと、悪臭についても、もうすでにこういうようなものは問題になっておるから、典型公害に對しては将来どういふように考えていくのか。それから、いまの場合、地下水なんかの場合、量によってきまる、なるほどんといふのは、新潟ではっきりしているのです。ですから、そういうような問題に對してはやはり管理する必要があるのじゃないか。

典型公害七つについてこれからどうするか。それから、いま漏れている地盤沈下の原因になる地下水のくみ上げ、これによって生産活動を展開している工場があるのですから、それを無制限にやらせるということは一方向的な工場擁護じゃないか、こういうようなことになりまして、ならなくて、もそのしりは免れません。これはやはり不公平じゃありませんか。この点について通産省の御見解を承ります。

○政府委員 企業内の防止体制整備につきまして、一般的な指導ということとはもちろん大切でこ

さいますが、法律上特に重要な分野については、罰則つきの義務を課するという考えでやっておるわけでございます。今後悪臭等につきましても、先ほど申し上げましたように本法の中に取り入れて、体制整備をするにふさわしいような悪臭防止の法制等の整備が行なえ得るようになりましければ、このためには技術の開発等もたいへん大切だと思ひますが、その時点におきましては、私どもも積極的にこの中にやはり取り込むべきものである、こういうふうにご考慮願ひたいと思ひます。

それから、地下水の問題でさらに重ねて御指摘ございましたが、新潟のような場合でございますと、天然ガスのくみ上げ、それに伴つて水も一緒に上がつてくるというふうなことでございまして、これは御案内のように、天然ガスの採取でございますから、鉱業法の適用があつて、その事業場については、鉱山保安法によりまして保安と鉱害の規制が現在行なわれているという状況でございます。鉱山保安法では保安及び鉱害防止の両方の目的から、保安統括者制度、管理者制度というものがすでに以前から実は行なわれておりまして、新潟の場合にも同様でございます。鉱山保安法に基づき管理組織というものが整備されておる、こういう状況でございます。

○島本委員 では、保安法によつて地下水は幾らくみ上げてよいようになつて、これは本法の適用の外である、こういうようなことになつてしまふのですか。地盤沈下は典型公害です。その原因になつてゐる一つとして、水の中にまじつた天然ガスをくみ上げるのですから、地下水をくみ上げることになるのです。そういうような場合には鉱山保安法によつてこれは守られて、本法の適用を受けられないのだ、こういうようなことに読みかえるように聞かされたのですが、そうならつてしまふのは一方的な業者擁護じゃありませんか。地盤沈下してもいい、こういうようなことになつてしまふじゃありませんか。

○政府委員 説明が不足でございましたので、

新潟の場合、追加させていただきますと、鉱山保安法に基づきまして鉱害の監督も天然ガスの場合やっておるわけでございますが、天然ガスのくみ上げ事業自体鉱業でございます。鉱業法によりまして、事業の実施については施業案を定めるとか、全般的な規制を受けておるという点では鉱山のものと同様でございます。天然ガスのくみ上げの場合にも、非鉄金属等の鉱山と全く同じように、事業の実施全般について鉱業法上の強い規制を受けております。天然ガスの新潟の問題がやましくなりましてから鉱業法の規定に基づいて施業案等も認可制になつております。したがつて、ガスそのもののくみ上げ制限というものを地域的に順次行なつてきたわけでございます。近年は地盤沈下も非常に減つてきておるというものが実情でございます。それで天然ガスそのもののくみ上げ制限を、別途鉱業法に基づいて、事業に対する規制という形で行なつておりますので、当然にそれに伴つて上がつてくる水の量についても、その場合に制限を課しておるというところで、鉱業法の体系で、きわめてきつい制限がこの事業に対しては課されておる、こういうことでございまして、

なお、管理者制度につきましましては、鉱山保安法のほうで井戸ごとに管理者制度が置かれておる。これははるかに以前から鉱山保安法で設けられておる。鉱業法と鉱山保安法の二つの法令によつて、むしろ一般事業よりもきつい全面的な規制が行なわれておる。したがつて、少なくとも法的規制には相当整備されておまして、問題はその後とも注意してやつていく、こういうことが政府として大切なことではないかと考えております。

○島本委員 本法で定められてゐるこの内容程度のもの、こういうようなものは保安法で定められてゐるから、たとえば公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びこれらの代理人、こういうようなものについては保安法で定められてゐる、したがつて、本法以上の規制を保安

法でやつてゐる、やつてゐるからここに載せる必要はこの場合はあり得ないのだ、こういうふうな理解していいのですか。

○政府委員 法律のつくり方として申し上げます限りではそのとおりだと思ひます。ただ、先生御指摘のように、公害をなくすために政府といふのは一体どういふふうな公害防止体制を整備していかうべきかという政策的な点につきましましては、これは全くどの法律であろうとその考え方は同じでなければならぬと思ひます。

地盤沈下につきましても、地域によりましては非常に大きな被害に過去からなつておるわけでございます。それから、鉱業法あるいは鉱山保安法の規制対象となり、それらのほうの法体系で別途体制を整備しておる場合につきましても、本法の施行と全く同じ精神でまた前向きにやらなければならぬ。この点は産業廃棄物などの取締法などについても全く同様であらうと思ひます。今後そういう点については公害対策、地盤沈下の問題等も含めて、環境庁のほうでそれぞれ各省に対して指示もされ、指導もとられるというところでございまして、通産省としてもそういう考え方で地盤沈下もいろいろやつていく、こういう方針でございます。

○島本委員 まだその点でははつきりしない。たとえば鉱業法がある。鉱業法には無過失賠償責任もある。それから鉱山保安法がある。したがつて、その中でこれらの企業法ははつきり鉱害の防止に対しては規制しておる。それを、鉱山保安法にもこれがあつて、保安は鉱害の防止の中にあるのだ、こういうふうな言ひ方をしてゐるわけですが、そういうふうにはつきりここで確認しておいていいのですか、保安法の場合。

○政府委員 鉱山保安法は第一条の目的、それから定義のところでもはつきりと人命等に対する保安と、それから外部に対する鉱害の防止ということが本法の目的であり、本法の保安ということとは、二つ含むものだといふことが立法當時から明確に明文をもつて示されております。

○島本委員 それほどまでに完全な法律があるのに、なぜ鉱山があつた事故があつたり、そのあと始末にはかりあつた事故が追われなければならぬのですか。法律がそれほど完全であつて、それほどどつぱであるのに、この特定工場における公害防止組織整備に関する法律案、これ以上のきびしい規制がある法律がもう適用されてゐる鉱山に、これだけの事故が起きたり、人命の損傷を来したりしてゐる、なぜそれを阻止できないのですか。これをはつきりうたつてあつても、何か欠陥があるはずだ。それがどういふ欠陥で鉱山保安法があつても事故が絶えないのか、これについてはつきり説明してください。

○政府委員 鉱山の保安の場合特に問題になりますのは、石炭鉱山のガス爆発等の事故による人命の損傷だらうと思ひますが、保安なくして生産なしというスローガンで、これは石炭鉱業の経営者も労働組合も一体になり、政府がまた監督官を鉱山に出しまして監督するということ、かねてから非常に力を入れてきたところでございまして、が、何ぶんにも地下資源産業というものは地下でどんどん深いところに掘つていく、条件の悪いところに掘つていく、これは、労使もいま石炭鉱山が爆発しますと、会社はつぶれてしまふといわれ

るほどの問題意識を十分に持ち、たいへん努力をいたしております。それで鉱山監督官のほうも命がけで山の中に入つてしつちやう監督しておるわけでございます。最近では事故の件数及び一年間の死傷者の数も相当に一時よりは実数は下がつてまいつております。申し上げましたとおり、地下資源産業の特殊性から、ますます自然条件の悪いところへ悪いところへあつてゐるわけでございますので、事故が多発する可能性があるわけでございます。これを年々現状以下の水準まで下げていくという努力を今後とも官民一体となつていただけてはいいかと思ひます。おそろく先生のただいまの御指摘は、それだけ保安のほうはやつたとしても、公害の關係でカドミウム公害等がどんどん起つておるじゃないかという御指摘だったと

思います。昔から鉱山の排水等によるいわゆる金へん鉱害というのいろいろあったわけですが、近年監督の強化と、それから鉱山自体の設備投資の伸展によりまして、普通の意味の鉱害はだいぶ減ってまいったわけですが、それによっても、従来全く意識しておらなかったカドミウムによる汚染ということが二、三年はつきりしてまいりました。これが過去何十年にわたって実は蓄積もされておったということで、現在新規のカドミウムは極力出さない、絶対基準に合格させるということで、全国の鉱山ほとんどが大体基準を満足できる状態になってまいったことでございす。政府としても蓄積公害、すでに出てしまったものについては汚染防止法等によって前向きに対処していくという体制をようやくとったところでございす。決してきつい法律があるから事故や鉱害がなくなるというわけじゃございせん、申し上げましたとおり、その精神を踏まえて前向きに努力をするということなくしてこういう成績はあがらないわけでございます。今後とも鉱山は保安、鉱害とも非常に問題意識でございますから、従来以上に十分監督指導し、助成をして成績をあげるようにしなければならぬと考えております。

○島本委員 少ししつこいけれども、鉱業法には無過失賠償責任もあって、それから鉱山保安法、これは本法の基礎になって、鉱山保安法のような運営をする法律なのです。この鉱山保安法は、この適用を受けているいろいろな地盤沈下を起こす原因と思われる工場、こういうようなのは鉱山保安法があるから、したがって、そういうようなところに対してはやっぱりにも規制しているから本法の適用がなくてやっていると、こういうふうに言われるのです。それまではわかるのです。なぜそれならば、この基礎になるような鉱業法や鉱山保安法というようなものを適用されている鉱山または炭山、こういうようなところに事故が絶えないのか、その事故が起きる原因についてはつきりしてみてください、こういう質問だった

のですが、いまあなたはそんなことをくどくど言っているけれども、これはあなたの答弁では条件が悪いからしょうがないんだということになるのです。カドミウムはいままで全然わからなかったのだから、指導してなかったから出ているのはしょうがなかった、今後は指導しますからその点はよろしく、こういうようなことですよ。そういうならば、山の点はこれほどりっぱな法律で規制されながら、ガス爆発とか、こういうようなものが絶えない。地下資源がだんだん条件が悪くなっている、したがって、事故の件数が減ってきている、だんだん減らす。なぜ皆無にできないのだ。今度のこの法律ができて、これはわりあい減らすだけであって、皆無にするという法律じゃないのですか。この辺が私どもとしては少し疑念があるのです。これは初めからやむを得ないんだという考えではだめです。いまの答弁は納得できない。そういう法律をつくっても何にもならぬということになってしまふ。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃるとおりだと思います。先生も御承知のように、鉱害については、昨年でしたかことしの初めでしたか、砂川のカス爆発がございす。こういうようなことで再三再四鉱山保安を徹底してやっただけでございます。その後ほとんど事件が出ておりません。私は、鉱山保安法あるいは鉱業法においてそういう人的なものについては保安に徹底して総点検その他を指導していかねばならないと考へます。いま局長からお答えしましたようにカドミウムのような新しいものがあつて、相当公害があつたことは事実でございますけれども、今後ともそういう公害については鉱業法その他で徹底して取り締まっていかなければいけない。公害が少しでも出ることはいいことではございせん。そういう意味で絶対出させないという体制で今後ともやっていく所存でございます。

てより一そう嚴重にやつて、これは鉱害さへも規制する、事故さへも、人命さへも保全するための法律である。その中にはもし起きた場合に、被害を与えた場合は無過失損害賠償責任さへはつきりしている、こういうような法律でやっていたならば事故が絶えない、人命の損傷が絶えない。それには何か欠陥があるのじゃないか。今度のこの法律を実施するにあつても、そういうようなところをはつきりしないと、やはり事業そのものは法律があつても、この中に責任者ができておつても、依然とたれ流しが存在するということになりかねない。その根本的な法の原本である鉱山保安法やまた鉱業法、こういうようなものについて見ても、これをきびしく適用されていても、事故はだんだん減つてきているけれども依然として絶えない。そうなた場合は、これだつて適用したら事故は減るかもしれないけれども、公害はやはりたれ流しがあるんだ、こういうようなことが当然考えられる。そういうような甘い運営ではだめだ、甘い適用ではだめだ、こういうふうに私は考へておりつたのであります。通産省から出すからといって、そういうことであつてはいけません。この点は厚生省のほうではどういうふうに考へておるのだ。

○會根田政府委員 たいへんお答えしにくい御質問でございますが、一応鉱山保安法の内容については、私どもはそれなりの評価をしております。○小宮山政府委員 島本先生の御質問、私どももともだと思つてございす。公害を防止するということは何かという、やはり労使とも公害防止に徹底するという精神訓練が一番重要なことで、その上に施設その他が乗つてこなければいけません。私、通産省としても、やはりそういう公害防止マインドというものの趣旨に労使が徹底する、企業にも、ほんとうに徹底するような形で今後とも指導していかねば、公害防止というものは少しも前進していかないのではないかと考へて方でありす。○島本委員 じゃ、これは詳しく政令で定められております。省令でも定められるでしょう。そうすると、公害は政令で定められたとおりやつたらばこれでよろしい、いわゆる法にきめられたとおりになると、これはいかに公害を出しても免責になるのですか。この点をまたひとつ念のためにつきりしておいてもらいたい。政令もできた、省令もできた、これできまつた、管理者も、公害防止統括者も置く。そのもとに今度公害関係の発生施設、そういうようなものの運営等についてもちゃんと見ていく。それから今度は排出物であるとかいうようなものの規制もちゃんと見ていく。そのほかに公害防止管理者というような人も、それぞ燃料その他の選択も行ない、ばい煙の量もいつもちゃんと見ていく。なお、今度公害防止主任管理者、こういうものも設定されている部分については、それぞれのきめられたとおりやつていく。やつていったならば、それから発生されたものがまた住民の指摘を受けてもこれは公害とはいえないんだ、なぜならば法で定められたとおりやつている、したがって、知事からも解任もされない、やつている以上りっぱなんだから、この工場から出されたものは公害といえないのだという、いわば免責機構になるのかどうか。○莊政府委員 この法律で定められた社内体制をつくつただけで、形があれば免責になるといふようなことは絶対にございせん。この立法の精神自体が、事業者というものは公害をなくさなくちゃいけない、そのためにあらゆる努力をしなければならぬ、国の規制法を当然十分に順守しなければならぬ、排出基準も守らなければならぬという基本前提に立つて、それを事業者が努力してやつていくためには、これだけの責任体制といふものがなければならぬ、これだけの責任体制といふものがなければならぬ、これを結んで、法を十分に順守できるというところはいくはすだといふことで、公害防止対策の一助としてこういう義務づけを新規に行なうことにしたわけでございます。

したがって、いかに管理者制度等を一応つ
くつておいても、排出基準に現に違反して
おるといふような工場がございましたら、その会社
はあくまで大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に
対する違反工場であり得ます。そういう意味におき
まして、そういうような法に照らして、責任者が
厳正な処断を受けていくことには何ら変わ
りはないと思います。

なお、その場合において、管理者に責任がある
ということになれば、知事のほうでも解任の余地
もあるというふうな規定も念のためにさらに設け
ておきたいと考えています。形をつくらせるこ
とを目的にした法案では絶対にございませ

○島本委員 そこで、内容はだいたいふわかつてきま
した。

それで、公害防止統括者の解任命令、これも都
道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理
者、公害防止主任管理者またはこれらの代理者
が、本法または他の公害関係の法令に違反したと
きには、特定事業者に対して、これらの者の解任
を命ずることができるんだ、こういうようなこと
になっていきますね。そうすると、結局解任するこ
とについては、責任をその人たちに負わせることと
あって、結局社長や専務や、それら高級幹部は何
の責任もないんだ、解任されるのはその人たちだ
けで、上のほうは責任ないんだ、こういうような
ことになってしまふのかどうか。

それと同時に、解任というのは解任になるのか
どうか。解任ではない、ただ解任は社内だけの人
事なんだ、こういうようにするのならば、それに
対する罰則はどうなのか。これについてひとつ解
明しておいてください。

○駐府委員 まず解任が解任であるかどうかとい
う点でございしますが、第七條第二項をござら
ないで、解任された場合には、解任の日から
二年間は責任者としての地位につけないとい
うこととございまして、二年間管理組織から排除
するということとございまして、したがって、解任
ではございません。ただ、ある企業で排水の關係

で、排水規制法の違反があったという場合、よく
調査しますと、その責任者はまさにその工場長で
ある。もし告発されるならば、その工場長こそ告
発されるべき人であつたというふうな事態がござ
います。その工場長というのは第十條の対象に
なつてくる、こういうこととございまして、同じ事
件の場合に、よく調査してみると、やはり本社の
設備投資なら設備投資に責任のある担当の重役
が、本件の実質的責任者、告発されるべきとすれ
ばまさにその人が告発されるべきケースである
というふうな事態もございまして、そういう後者
のような場合には、第十條の適用におきまして
は、工場長という人が責任を負うわけではない。

あくまで大気汚染防止法等の取締法によつて、本
社のその重役が訴追されるべきである、責任を
問われるべきである、こういうこととございま
す。

○島本委員 公害罪処罰法がまだできてきまし
た。そういうふうにして、公害罪処罰法の適用を
受けなければならぬ状態になつた場合に、これら
の公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主
任管理者及びこれらの代理人、これと公害罪処罰
法との關係はどうなるのですか。

○駐府委員 公害罪の法律で起訴されるべき
人、それとこの法律での統括者または管理者の地
位にある人というのが一致する場合、工場長が
公害罪の法律でも責任者に該当するというふうな
場合がございまして、公害罪のほうでその工場長
は当然責任を問われます。今回の法律の第十
條でもその工場長が責任者になる。公害罪に該当
するような事態が起きて、たとえば排水とか何か
で死傷者が出たというふうな事態がございして
も、その事件については公害罪で責任を問われる
べき者は工場長以外の人である。たとえば先ほど
申し上げました、本社の責任者がむしろ責任者と
して、公害罪法で罰せられるべきであるといふ
ような場合もございまして、そういう場合には、公害
罪法で起訴されるのはあくまで本社の責任者で
あつて、工場長でないわけとございまして、第

十條の適用においても工場長というのは一応關係
はない、厳密に法律的に申しますとそういうこと
になるわけとございまして。

○島本委員 公害罪の処罰法は、罰則規定になつ
ています。結局、やつた当事者と、それから法人
が罰せられる。その当事者とは、こういうふうに
それそれきめておるのですから、これらの人が当
事者になるのか、それともそこで働いている人、
こういうような人になるのか。これもきめられて
いる以上、これらの人が責任あるということにな
れば、公害に關するすべての責任はこれらの役職
に任命された人にあるのだ、したがつて、これら
の人はその対象者なんだ、こういうようなことと
すかと申すのです。それでないと、働いていな
がら、公害を排出した当事者がやられることにな
る。当事者とは何なんだ、こういうようなことと
す。これをきつてきつて困ります。

○小宮山政府委員 当事者と管理者は必ずしも一
致いたしませんし、統括者がこれを知つていてや
れば、これは当事者の違反に、処罰の対象になる
と考えます。しかし、統括者あるいは管理者が、
それを再三再四会社あるいは会社の経営者に対し
て施設その他の改善を要求してもやらない場合に
おいては、やはり経営者自身が、あるいは会社自
身が処罰の対象になるということとございまして。
よろしゅうございまして。

○島本委員 第三條第一項ただし書きの「政令で
定める要件」、これは従業員二十名以下の小規模
企業者等を考慮している、こういうようなことと
すか。この従業員二十人以下、この根拠はどこに
あるのですか。

○小宮山政府委員 これは基本法に、やはり中小
企業の規定の中で二十人ということと大体定めて
ありますので、それを統一して二十人ということ
にいたしました。

○島本委員 その基本法は中小企業基本法です
か、労働基準法ですか、それから公害対策基本法
ですか。

○小宮山政府委員 これは中小企業基本法とござ
います。

○島本委員 これは中小企業近代化促進法では、
中小企業基本法も同じであるけれども、業種に
よつては従業員数の特例がそれぞれ別々にきまつ
ていますので、これ二十名以下、こういうよう
な全然見ないで、これは二十名以下、こういうよう
にはきつて言つてこれは実施上を来たしませ
んか。

○小宮山政府委員 これはきのう先生から御要求
がございまして、急遽徹夜で作業いたしましたし
て、こういう一般例を書いただけでございまして
で、この点についてはもう少し検討をさせていた
だきたいと思つております。

○島本委員 それは具体的に検討したほうがいい
と思つています。二十名以下、まあけっこうなん
です。しかし、この同じ法律によつても、同じ中
小企業関係の法律でも、これはみんなばらばらな
んです。ばらばらと言ふよりも、たとえば中小企
業近代化促進法、この中には、陶磁器関係は九百
人、ゴム関係は九百人、鋳造関係は一千人、伸
銅品関係は五百人、これはいろいろ関係する業種
も業種によつて違ふようなんです。一がい二十人
といつても、二十人は小規模でしよ。しかし、同
じ小規模といつても、それぞれ金を貸すほうの小
規模になると、その範囲がまた変わつてくるの
です。ですから、これは規制されるほうですから
これでいいんだということになる。何ですけれど
も、やはり中小企業は金融を受けながらこれはも
ろ施設をしていくので、その場合には何か合わせ
るものさしがないければならぬ、こういうような
ことになるわけなんです。労働基準法でもなく、公害
対策基本法でもなく、中小企業基本法によつた、
こういうようなこととすから、大体小規模企業の
範囲はわかりました。他の法令の關係をもう少し
精密に調べて、この辺の融資關係をあわせて、そ
こを来たさないように、もう少し政令關係には
こ入れしてからほんとうは法律案を出すべきなん
ですよ。それをやらないで、法律だけを通して、
あとから自分だけゆつくり楽しもう、こういうよ

りした規制に切りかえていくことにしなければならぬと思っておるわけでございます。現在のところ、中小企業あるいは農林省関係の業種等では、それになじまないものが非常に多いというやむを得ない過渡期でございますのであつた法律になりましたので、体制整備法のほうでも一応はあつておりますが、将来はこの法体系の中に入られるような努力をいたしていきたくと思つております。

○島本委員 現に悪臭が出ている零細企業、豚、養鶏、これは大企業もありますけれども、こういうものは団地に移転させたり、こういうふうな指導をするために一年という長期をやはり認めざるを得ない。特定のものはまた政令でまきまりますから、それより長くなるというところはわれわれとしても認めるわけですか。ところが、悪臭について、パルプ関係は大企業です。あそこへ行つてこのパルプの悪臭をかきながら、これは快適なおいだという人は日本人に一人もないはずですよ。そういうようなものをそのままにしておいて、牛や豚や鶏、こういうふうな悪臭ばかり取り締まる、こういうのは一方的、片手落ちじゃないですか。現に大企業でやつてやれるんだ。なぜ悪臭に対して手をつけないのですか、ヘドロだけじゃないですよ。悪臭も出してあります。こういうものに對して目をくらめていいのかどうか。これはもう通産省がそういうような考え方がどうか知りませんが、厚生省なぞあなたも黙つておる。それから公害対策本部、そういうような点についてなぞてこ入れしないのか。やはり依然として大企業の悪臭が、なすがままに皆さん振り回されるような状態を脱却できないのか。それじゃせつかくこれをつくつてもしり抜けじゃありませんか。この点についての三者の見解を伺います。

○駐政府委員 答えたいします。パルプの悪臭は、全国各地で非常に問題になつてまいつたわけでございますが、(島本委員)なぞそれを規制しないと呼ぶ。昨日の国会での御修正によりまして、悪臭防止法の適用というのは極力繰り上げてやるようにという御趣旨から、やむを得ない中小企業の場合には二年、それ以外の場合は一年以内には、十分な規制を行なうというふうな御修正もあつたわけでございますが、私も生産企業のほうを所管しております通産省といつたにしても、パルプの悪臭は、大企業が関係しておる分野も非常に多いわけでございますから、現在設備の改善あるいは技術の開発等は、悪臭防止法の制定も見込みまして、実はかなり進めつつあるところでございます。今後パルプ工場、少なくとも大規模のものについては、極力早い機会にどんな改善をさせる、そのための設備もさせるし、技術の開発もさせるという方向で、さらに努力をすることにいたしております。

○會根田政府委員 通産省からの御答弁にもありましたが、少なくとも大企業のクラフトパルプあるいは石油精製、石油化学等の工場等については、できるだけ早い機会に悪臭の立場からこの法律の特定工場等に取り入れることが望ましいというふうに考えております。

○城戸政府委員 ただいま御審議中の法律の体系の中に悪臭の問題その他をどうして取り入れないか、こういうことでございまして、実は今回、先ほど先生御指摘になりました典型公害の中で、この法律からははずれているのがあるわけでございます。一つは、きのうも御議論になりました、あるいはまた先ほど御議論のございましたた廃棄物処理及び清掃法の関係、あるいは鉱山保安法の関係、それぞれの法律で管理者的な者を置くようになつてまゐるがとられてゐるわけでございますが、これについては、この法律で、別個のそれぞれの法律でやつていく、こういう考え方をしております。

それから、先ほどお話の出ました地盤沈下の関係、これにつきましては、工業用水法なり建築物用地下水の採取の規制に関する法律がございしますが、いずれもきつめて部分的にやつておるわけでございます。地盤沈下のたてまえ上、当然將來相当根本的な改正をしましたる法律に統合していく、こういうことを考えなければいかぬのじゃないかと思つております。あるいはまた振動につきましても、これは御議論のございましたが、現在では一部条例でやつてゐるにすぎない。それから悪臭につきましても、悪臭全体をやつていくというよりも、当面は悪臭物質の規制をする、こういう段階でございまして、いずれもまたやつとこれから取り上げていく、こういう段階にあるわけでございます。こういうものにつきましても、特にこの法律の体系には別個の管理者という形では取り上げず、將來の管理者という形でできるだけ早い機会に取り上げていくというようにしたかどうかと思つたわけでございます。

それから土壌汚染につきましても、規制は当然大気なり水の汚染でやるわけでございますから、典型公害でございまして、主として対策事業を規定した法律でございまして、それで特別の管理者的な者を置く必要がございせんので、そういうたてまえをとらなかつた。

三つに分けて整理して考えたわけでございます。○島本委員 それで答弁の内容だけはわかりました。しかし、こつちの期待に立つてはさつぱり答えてくれない。それで厚生省では、近い将来にとか言つていますけれども、いま中高年齢者雇用促進法では「当分の間」というのが問題になつてゐる。近い将来というのは何年をいふのか。あつたでも近い将来、十年後でも近い将来です。いつになつたらこの悪臭を、パルプの場合でもちゃんと規制して全然出ないようにするのか。国民のためにさせなければならぬじゃないやありませんか。この点はいかがでございますか、厚生省。

○會根田政府委員 具体的な年限のめどにつきましては、今後における悪臭の除去施設等の開発のいかにまつわけでございますけれども、昨日御可決いただきました悪臭防止法案の修正における改善命令の猶予期間の短縮等からもうかがえるように、やはり少なくとも大企業等の悪臭防止関係の施設については、できるだけ早い機会に万全を期し、したがつてまたそのような見地から、本法の特定工場等に取り入れることが望ましいというふうな考えをしております。期限その他につきましてはまた通産省とも十分協議の上、そのめどがつきましたならば、できるだけ早い機会に改正することが望ましいというふうに考えております。

○島本委員 科学的にこの法律に十三の悪臭の原因物が入つておりましたけれども、パルプの悪臭は何になるのですか。そしてこれに当てはまる場合は、当然一年以内に取り締まらなければならぬし、改善命令を出して、そしておそれるはもう悪臭を発生しないようにしなければならぬはずだし、能力は十分ある企業ですから、その点はいんじやないかと思うのですけれども、この場合はどうなんですか。この十三の中に入つておらないのですか、おるのですか。規制対象悪臭物質、この中に硫黄化合物、窒素化合物、炭化水素、脂肪族化合物、このパルプの悪臭はどのうちに入るのですか。

○會根田政府委員 クラフトパルプについて申し上げますと、おもな悪臭物質としては十三物質のうちメルカプタン、サルファイド、それから硫化水素、大体この辺が主たる悪臭物質でございします。

○島本委員 じゃこの中にあなたが言つたやつは入つてゐるのですか。——入つてゐるなら、大企業のパルプであつても当然規制はされるのですね。一年以内にこれをやらなければならぬということになるのですか。

○島本委員 じゃその趣旨に沿って本法の適用を受ける範囲であつて、一年後にはあの悪臭はなくなるものである、こういうふうに理解してもいいですか、通産省。

○小宮山政府委員 いま御指摘のメチルメルカプタンというのを規制しますと、パルプ工場で大抵九五％ぐらいが規制できるということで、悪臭がほとんどなくなるということでございます。で、先生の御質問のとおりでございます。

○島本委員 じゃもう一年たったならば日本国じゅうのパルプの悪臭はなくなる、こういうふうにはつきり小林委員長を前にして、始開理事を前にして、皆さん言明なすつた。ましてここには、前公害対策委員長もいるから、これら全部の人が聞いていなさる前で、いままで質問したとおり、十三の規制対象悪臭物質の中に入る、したがって、一年の猶予期間のうちにやれる、まして大企業であるから資金力は十分である、したがって、これはもう勧告から命令へいかないうちにやり得るものである、こういうふうに了解して、一年以内に日本のパルプの悪臭は日本全国から消えるものである、こういうふうに私は了解しておきたいのです。いままでの答弁ではそうなります。そうですか。

○小宮山政府委員 施行後一年以内にそういうことになりましたけれども、実際なってみますと、あとにまた残る悪臭物質があるということならば、私はその政令の中へ、また十三の中に一つ加えるとか二つ加えるとかいうことをせざるを得ないだろうと思っております。

○島本委員 そうしたら厚生省、いま言ったような規制対象物質だとするならば、それを規制してどんな悪臭が出るのですか。いま言ったパルプの悪臭が十三の規制対象物質の中に入っている。それならば、その十三のうちにあるものを規制して、どういうパルプの悪臭がまた出てくるのですか。

○小宮山政府委員 十三の規制をすれば、施行後大抵一年以内にほとんどの悪臭がなくなるであらうと考えます。しかし、またほかに新しい物質が

出るとすれば、それは政令に加えていくというものを申し上げたのでございます。

○島本委員 今後そういうようなもの、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案の中ではつきり、この中にございましてこの公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者並びにこれらの代理者、これらを置いて、そしてこういうような物質もあわせて管理するのですね。悪臭もあわせてこれは管理するのですね。

○駐政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、悪臭防止法の関係は、当面今回の法律の直接の対象にはいたしておりませんが、実際上の問題といたしましては、たとえば御指摘のパルプの場合を考えてみますと、大抵大気の問題を中心には臭気が発生してしまっているわけでございまして、大気汚染防止法の関係で、管理者が当然にパルプ工場、特に大規模の場合には水のほうも置かれますけれども、大気は当然置かれますので、法律では直接当面は対象になっていなくても、要するに物質を規制するわけでございまして、そういう意味でそのほうの悪臭関係の業務についても、同様指導によりまして措置をさせるということも考えておるわけでございまして。将来悪臭につきましても、中小企業から大企業までいろいろございまして、特定施設制度というものをはつきりとしたら、規制の範囲も明確に、かつ厳重になつてきたという場合には、実は早くそうしなければならぬと思っておりますけれども、そうになりました場合には、さつきから何べんも申し上げておりますとおり、改正整備法のほうに悪臭も正面切つて取り入れていくということを考えておりますが、それまでは少なくとも指導で大企業の場合には同様のことをやらせる所存でございます。

○島本委員 いま言ったとおり、やればできるのですから、原因物質十三もきめられていたのだし、こういうようなものをこれから除いたというのがそもそもおかしい、悪臭を除いたというのがおかしいのです。いまでもやればできるはずのもの

ののですから、やはりできるように答弁された。ただ、いま公害対策本部のほうから、この土壤関係だけはこれは特にやるようなことにはならぬ。これは理解できますから、そのほかのやつなら、管理者が法によってちゃんとあるところは別だけれども、管理者がないところは全部置かなければならぬ。悪臭の場合だって置かなければならぬ。これだけ除いたというのがおかしい。おかしいけれども、この原因物質、それを見ればちゃんと管理ができる。管理ができるのになぜしないのか。なおまたおかしいじゃないですか。私はこれは全くおかしいと思つています。しかし、私はまあこれで終わります。終わるといつたつて――また政令の問題でもこれくらいの政令じゃだめです。全然これは一夜づけです。いまも政務次官は徹夜してつくつたと言つていばつているのですけれども、徹夜してやつたつてこんな不完全なものを出されたのではいばれる柄じゃないです。だめです。こんなものはいくら一回練り直して近い将来において出し直してください。強く要請して私は一応終わります。

○小林委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 この特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案の中から、特定工場以外の要するに公害、一つ事例をあげますと、兵庫県の淡路島の津名町の南の海を約二十七万七千坪埋め立てて、ここに鉄鉱石の基地をつくらうという計画があるわけでございまして、その計画を見ますと、輸入した鉄鉱石をここに置いて、それから各工場に送らうという計画なんです。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

これで一番心配なのは、こういった鉄鉱石をここに野積みをして置かれた場合、季節風、あるいはまた海のそばですから、これは非常に風のきつところですが、そういった粉じんが町にどんどん入ってくる、こういうことで、現地の人も心配しておるわけですが、この公害対策を管理するところの責任者、まずそれをひとつ明確にしてもらわなければならぬ。

それから、これはいままだつくつてないわけですが、各所を視察に参りますと、こういった鉄鉱石の野積みによって、非常に粉じんが多い。ほくらが視察に行くときは、水をかけて飛ばないようにしておるわけだけれども、突如として行くとそのまゝになっている。これは非常に町に近いわけですから、こういう問題を野放しにしながら、ただ工場だけというのは若干片手落ちではなからうか、こういうふうに思ふのですが、これについての通産省の考え方あるいはまたその公害防止に対する手段、方法、これをひとつ明確にしてもらいたい。

○駐政府委員 いわゆる鉄石置き場等から飛散します粉じんにつきましては、臨時国会で改正になりました大気汚染防止法で新しい制度が設けられまして、施設を政令で指定し、指定された粉じん発生施設については、粉じんの飛散を防止するための設備の基準を厚生省と通産省のほうで省令で定めるということになりました。たとえば鉄石置き場についてはスプリングラーその他遮散物等の設置を省令で構造基準としてきめて義務づけをするという考えで、現在どのような基準が適当であるか、鋭意調査研究を行なつておる段階でございます。鉄山の鉄石置き場につきましては、昔から鉄山保安法のほうで同様の規制がすでに行なわれておりますが、一般の工場、事業場については、今後設備のほうの規制が新規に行なわれることになりまして、特に、鉄石置き場の粉じんの場合には、どのような設備をするかによって非常に結果が異なつてくるわけでございまして、私もはとにか、管理のほうももちろん大切でございますが、十分な飛散防止の設備をあらかじめつけさせるということに重点を置いて今後やってまいりたいと思つております。

○岡本委員 かつて通産大臣が参議院の予算委員会におきまして、たしか東邦亜鉛の安中の問題のときだったと思うのですが、それは法律がないからしかたがない、こういうような答えをしておつたと思うのです。したがって、法律がなければ公

いたしまして、県にも要請いたします。念書をとるつもりでおります。

○岡本委員 念書をとって、もしも飛散すれば、直ちにこれはここへ置くのを停止させるという権限はあるわけですか。たとえば、たくさん鉄鉱石を野積みして、潮風によってどんどん飛んでくる、そういう場合に、念書をとってあつたら、その野積みにしてあるやつを全部どこかへ持つていくというようなことができるわけですか。どういう法律でできるのですか。

○小宮山政府委員 これは大気汚染防止法の十八条の四で一時停止を命ずることができまして、念書を入れた以上、通産省といたしましては絶対順守させます。

○岡本委員 いま三菱のほうで説明しておるのは、あれは水をかけて飛ばないようにします、それから粘状、要するにどろ状にしておくようにしますからだいじょうぶです、こういう説明をしているのです。もしどろ状にしておいたって、天日でかわかせばすぐに飛んじやうし、水をかけておいたところで、そううまくいかないのです、これは。いままでたくさんそういう例を見てきたわけでしょう。だから、そういうったものよりもさらに進んだ、先ほど私が言った大きな倉庫をつくるとか、あるいはまた、これは海側ですから陸地側に對して大きな壁をつくるとか、そういうった明確な指示を与えない限り、私はこれはうまくいかないと思うのです。

それから念書をとって撤去を命ずる、こう申しまして、命じられたって、なかなかそんなたくさんなものをおいそれとさっと運ぶわけにいかない。そこで操業停止したらよい、困る、これをとっていかなければいけないですから。こういうことを考えますと、もう少し私は的確なところの指示を与えと、あるいはまたそういうた委員会でもつくって、そうしてどういうようにやるかというのを業者側、三菱商事なら三菱商事からその資料をとって検討して、これならというかつちりした処置をしなければならぬのじゃないか、こ

ういうように私は思うのですが、念書でうまくいきましてということにはなかなかならないですよ。法律をつくったからといって公害はなかなかなくなるわけですから、実質を伴わないですから、だから、法律をつくったからといってもうです、その点についても少し歩進んだ考え方を、どうですか政務次官、そこまでひとつ。

○小宮山政府委員 念書をとれば、大三菱でございまして、現在の公害防止マインドがそこまですぐに徹底しないようなことでは日本中公害がまだまだ起きるのであつて、そういうことではほんとうに困るので、徹底してやはりやらなければいけない。その手続として、やはり県ともいろいろ打ち合わせ、また当事者とも打ち合わせて念書をとるわけでございますから、そういうような心配のないように今後とも指導をしていきたいと思つております。

○岡本委員 では、この問題ばかりやつてはあれですけれども、大三菱だから間違いないと、そういうことはちょっとこれは考へてはいけないと思ふのです。「大」がついていない三菱金属が、たとえば兵庫県の神崎郡では相当な公害を起こして、米が相当カドミが入つたり何かしているわけですよ。そういうことを考えると、こんなにやがましきいわれながら、まだその対策もしてなかつたんですよ。業界を信用するとあなたおっしゃるけれども、信用するならば何と法律要らないですよ。ですから、ことばばかりをつかまえて悪いんですけれども、さらにひとつそういう公害防止の委員会ぐらいは三菱につくらせて、そうしていろいろな面から検討させて、そうしてその計画書を出させて、それからこれならいい、こういう許可をしなければは納得できないと思ふのですが、その点についても一つ。

○小宮山政府委員 私が信用するということ、法律の施行は違ふようにもとれますけれども、法律の施行は施行でございます。しっかりとやるつもりでございますし、違反をすれば摘発をいたしますし、罰則もかけます。私、事業所を置くとい

うこと自体については、先ほども申し上げましたように、まだ設置を——届け出制でございますけれども、この点については、当事者とともに通産省も鋭意研究して、いろいろな指導をやつていきたいと思つておりますので、そのようなことにならないように、またなつては困るんであつて、絶対ならないようにさせたいと思つております。

○岡本委員 ならないようにしますなんて、どうもちょっと……。

○小宮山政府委員 なつては困るんですよ。

○岡本委員 困るんですよ。困るのは住民なんです。ですから、私がいま提案したように、そういう指導ができないものかというんです。要するに、どれぐらゐのところにどれぐらゐのものを置くといふことも、通産省としてまだわからぬわけですよ。ですからこういふふうにしなすといふ計画を出させて、それに対してどういふ公害防止をしますといふきつとした——三菱ですからいろいろの学識経験者もおそろひ、あるいはいろいろな経験者もおそろひ、いろいろな海外の状況も総合したそういう計画書を出させて、それで検討するといふふうにならないかと私は聞いておるんですが。

○小宮山政府委員 公害を出しては困るんであつて、絶対出させないといふことで、県その他当事者とも相談し、そういう確証を得た上でわれわれはやはり建設をやらせたいと思つております。

○岡本委員 では、それを了承しておきましよう。

次に、この法案の中で、管理者あるいはまた統括責任者、主任管理者、こういう人の解任を命ずることができる。解任をされたあと、またじきに復帰することができるのか、その復帰要件はどうなのか。自動車の免許みだいにもう一ぺん受けたらまた通つた、そういうような、何べん解任されたつておそろしくないわけなんですね。その点について。

○小宮山政府委員 第七条の二項に「解任の日から二年を経過しない者は、公害防止統括者、公害

防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者になることができない」という規定がございいます。

○岡本委員 じゃ、二年だけ経過したらそれでいいわけですね。二年だけ経過すればそれで復帰要件となるわけですね。二年間そのポストからのいおれば、また管理者になれる、こういうことですね。

○小宮山政府委員 法律的にはそういうことでございいます。しかし、ほかの罰則その他がついた場合には、それは別問題になるかと思ひます。

○岡本委員 管理者の選任ということがポイントであらうと思ふのですが、社会的な地位あるいはまたどういふような条件の備つた人を管理者に選任するの。これは国家試験を受けたらそれでいいんだというふうにも受け取れるわけですが、それそれやはり業種によつては相当こまかくいろいろと考へなければならぬのじゃないか、こういうふうにも考へるわけですが、そういう必要はないのかどうか、これについてひとつ……。

○森口政府委員 公害防止管理者は、公害に関する技術的事項を管理することとしたしております。したがらして、公害の仕組みに應じて大気、水質あるいは有害物質といういろいろな技術的事項についてのいろいろな知識を持つておる人といふことを前提にいたしておるわけでございます。このために技能がどの程度あるかといふことを検査いたしますために、国家試験を課しておるということでございます。

ただ、国家試験だけではございませんで、国家試験にかわるような一定の資格を持つ人もまた公害防止管理者たる資格があるといふようにきめておるわけでございます。こういうふうなわけでございますので、先生がおっしゃいますように、業種によつて確かに公害防止の実情は違ふわけでございますけれども、大気の汚染の防止方法あるいは水質の汚濁の防止方法あるいは有害物質を除去する技術的事項といふことにつきましては、技術的事項として共通をいたしておるというふうな判断のもと

に、現在の私どもの考へております案では、業種ごとに管理者の資格をきめるということではなしに、むしろ公害の種類ごとに公害の管理者をきめるといふ考へ方をいたしておるわけでございます。

○岡本委員 ちょっと問題があると思ふのですが、まあそれはそれとして、公害防止管理者の配置法ですね。これは工種別に配置するの、あるいはまたその施設別にやるのか、こういう点についてひとつ……。

○森口政府委員 公害防止管理者は、先ほど申し上げましたような役を持つておるのでございまして、けれども、その具体的な任務をいたしましては、公害発生施設の監視、公害防止施設の維持管理、それから大気あるいは水質の汚濁状況の監視といふような事項について、技術的事項を管理するものでございまして、私どももいたしましては、そういう各公害の種別に一人以上の管理者を置けば足りるというふうな考へ方をいたしておりますので、必ずしも工種別に管理者を置くというふうなことを本法で考へておるわけではございせんけれども、事業者のほうで工種別に管理者を置くという考へ方を妨げるものではないというふうに考へております。

○岡本委員 次に、公害防止管理者を共同で設置する必要性について、またその責任の所在、こういうことについて、ひとつ説明願ひたいと思ひます。

○莊政府委員 本来から申し上げますれば、各工場ごとにそれぞれ事業者は公害の防止管理者、専門の技術者を選任すべきものと私は考へております。ただ、一部の中小企業等におきましては、必ずしも直ちに優秀な技術者を自分の事業の中で求めにくいというふうな場合があるかと思ひます。もちろん、公害防止という非常に重要な事項を管理させるわけでございますから、やはりその資格要件というものを、公の立場から、政府としてもルーズな選任を認めるわけにはいかないと、いうことになりまして、質の面が非常に大切であ

る、これを実際上兼ね合わせて考えました場合、たとえば団地をつくつておる、あるいは工場アパートをつくつておる、その他これに類似した場合におきましては、一つの方法といたしまして協同組合等、りっぱな管理者を共同で置きまして、そしてそこに関係しておる事業者が共同で選任する、いわば一つの巡回管理者というふうなことを考えたわけでございます。第四條の「主務官令」というところで、その運用方針をこまかくこれから検討してきめたいと思つております。これは中小企業の実態と、公害防止の重要性と、それから管理者というものが、やはりそうでたらめな人ではいけないんだという三点を考えました上でのことでございます。

○岡本委員 次に、小規模の事業者は、防止統括者を置かなくてもよいというたし書きがあるが、政令で定める場合は、どういふような要件を持つのか。

〔島本委員長代理退席、始開委員長代理着席〕この点をひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○森口政府委員 第三條の「政令で定める要件」といたしましては、中小企業基本法で小規模の事業者の定義といたしまして、製造業等につきましては、従業員二十人未満の事業者を小規模事業者というようにいたしておりますので、本法におきましても、現在のところ、従業員二十人以下の事業者を政令で定める要件というふうに考えておりますが、先ほど島本先生からも御指摘がございましたので、原則はそういうふうに考えたいと思ひますけれども、さらに検討をいたしたいというふうに考えております。

○岡本委員 さらに検討とは、どういふように検討するのですか、これは。

○森口政府委員 中小企業のいろいろな考え方の中で、業種におきまして、若干従業員等に差等を設けております中小企業の定義がございますので、それにならうて実情を見て、さらに訂正を加えたらどうかというふうな御提案がござ

いましたので、検討を加えるということとしておりますが、基本的には二十人ということと考えております。

○岡本委員 それから、この騒音発生施設におけるところの適用規模と、その他除外されるものの今後の扱い方、それをひとつはつきりしておいてもらいたいと思ひます。

○森口政府委員 騒音発生施設につきましては、当面二トン以上の製造機を特定施設というように指定する所存でございます。

○岡本委員 それ以外の……

○森口政府委員 それ以外のものにつきましては、今後の実態の推移を見まして、逐次追加をしていきたいというふうに考えております。

○岡本委員 では、ばい煙については、すべてのばい煙を対象に扱うのか、それとも除外されるものがあるのか、これもひとつはつきりさせてもらいたい。

○森口政府委員 施設をいたしましては、すべての特定のはい煙発生施設を対象にいたしたいというふうに考えておりますが、お手元にお配りしました資料にございますように、発生量の少ないはい煙発生施設については当面指定をいたさないというふうに考えております。

○岡本委員 それから移動等を伴う建設騒音の適用除外というのがあるのですけれども、その理由は、どういふわけで適用除外にしたのか。これはやはり非常にやかましくてみな困るわけですが、これについての対策をお伺いしたい。

○森口政府委員 騒音規制法では、御指摘のように建設騒音というものについても特別の規定を設けておりますが、私も今回のこの整備法では、やはり常時騒音を出すところの中心になるものが被害地等にある工場である、騒音の大部分がそ

ういう工場から出ているということに着目いたしましたので、一時的な建設工事というものは期間も限られていて、場所もあるというふうなことで、この法律には実は取り入れなかったわけござ

ますけれども、別途建設業法のほうにおきまして、この法律と非常によく似た主任技術者制度というものがございまして、それで建設工事の施行に関する技術的事項というものは、全部都道府県知事等の監督によりまして監督させる、所要の罰則等もつきました強い規制法になっているというふうな一建設省とも御相談の結果、御意見等もございまして、しいてこの対象にはしなかつた、工場がやはり中心だから、工場に網をかけるという考えでやつたわけございまして、建設騒音について野放しでいいと考えているわけでは毛頭ございせん。

○岡本委員 最後に、法令に違反した場合に、罰規定に直罰を考へていない、これはどういふわけなのか、これをひとつお聞きしたい。

○森口政府委員 直罰は、大気汚染防止法と水質汚濁防止法の、公害の中でも特別に国民の健康に重大な関係のある二大規制法におきまして、排出基準違反がある、直接罰する、改善命令を課して、それに違反したら罰するという従来の方式を臨時国会で改めることに実はなつたわけござい

ますが、やはり私どもとしてはこの点は法制局等とも十分御相談をいたしましたわけござい

ますが、直罰というものは、現在の法体制の中では非常に国民の福祉に直接的に重大な危害があるような場合に、それを防ぐという意味でやはりかなり限定的に考へるといふ状況にござい

まして、本法の場合にも、もちろん国民の健康に係るわけござい

ますが、規制法というものがあつて事業者が義務を受けておる、それをいかに社内で成績があがるようにやらせるかといふいろいろな方策が必要かと思ひますが、その中の一つの手段でございまして、この法律自身届け出義務違反の場合にたとへば罰則をかけるとか、あるいは報告の聴取に応じなかつたときに罰則をかけるとかいうことになつておりますけれども、そしてその場合には罰則規定もござい

ますけれども、いわゆる大気汚染防止法とか水質汚濁防止法のような意味での直罰というものはやつておりません。これは

他の公害関係の法律、あるいはその他たとえば労働基準法でござい

ますとか、いろいろ世の中の保安のための法令もござい

ますけれども、そういうところでもい

まるところは直罰制度はないということと、とりあ

えず簡単な、法制的な横並びという見地からはず

しておる意味でござい

ます。はつきりしておる意味は、その程度の意味でござい

ということがわかるわけですね。そういうことを考えますと、この管理者の養成というのは相当力を入れないと、一べんの講習会や、あるいはまた研修ぐらいで、全部わかるわけがないと思うのです。ぼくなんかちよつと説明を聞いて、最初なかなかわからなかった。何べんも何べんも聞いて、そして現場を見て、いろいろやって、まあこの数字をごまかしたらこういうことになるのかというところがわかったわけですが、したがって、講習会あるいは研修制度というのは相当力を入れないと、結局仏つくて魂入れず、こういうことになりません。また同時に、公害防止管理者は自分の責任になるわけですから、わからなかつたらその責任は果たせないという面から見ますと、相当教育しなければならぬ。同時に今度は、こういう人は企業に貢献しないわけですから、むしろ企業の足を引っ張る——でもないけれども、そういうことになりませんと、待遇問題というものは非常にこれは問題になってくると思うのです。そこらの考え方について通産省はどういうふうに考えているか、あるいはどういうふうに企業に指導するか、この点ひとつはつきりしておいてもらいたい。

○小宮山政府委員 管理者は、まあ技術的事項、相当ございます。ですから、これは管理者になられても、通産省といたしましては、講習会で技術などをやっていきたいと思います。また、通産省では、いま先生がおっしゃいましたように、足を引っ張るということではなくて、公害防止技術というものの発展育成ということも考えて創意工夫をすれば、それだけ会社もメリットがございしますので、そういうことにも大いに研究努力させるように指導していきたいと考えております。

○岡本委員 この問題について、さらに企業秘密とか何とか言ひまして、企業とすればやっぱりな管理者がなかなかできないようにもできるわけだ。だからこの法案がこういうふうにできましても、そういう面を、こまかいところをやはり通産省として目をつけて、そして待遇問題について

も助言をし、企業に対して指導しなければならぬ、私はかように思うのですが、その点について、最後に。

○小宮山政府委員 その点については、技術その他の開発は大いに民間でもやっていたらいて、各企業がそれを利用していくことができるような特許制度システムなどもございしますから、そういう制度を大いに利用していただく。また、通産省としては工業技術院で公害防止技術などを今後とも開発をしたい、あるいは委託で研究開発をしていきたいという考えでございします。

○岡本委員 終わります。

○始末委員代理 谷口善太郎君。

○谷口委員 この法律案で、企業内に公害防止の管理組織をつくらう、それを義務づけようという点では、突如とも一応の公害防止あるいは公害対策に積極性を持つと思ひます。しかし、考え方によつては、逆にこれは、一つの機構の問題でありますから、そういう点で企業責任というものがいまいにされる可能性もないわけではない。そういう点が一つあります。まず、その点を第一点として聞きたいと思ひます。

この資料によりますと、こういう私のほうで持ってきた資料で、日刊工業新聞の二月八日に、この法案の原案といひました。か、法案がつくられる過程における第一次案といひますか、そういうものが出てくる。ここで問題にしたいと思ひているのは、企業責任の問題ですね。この点がやはりこの法律案にはつきり書かれるべきじやないかという点で、原案を見ますと、いろいろな点がありましますけれども、一番重大な点では「公害対策基本法第三条の規定に基づく事業者の責務の遂行を確保することを目的とする」といふふうにこれでは書かれております。これは第一条です。これは新聞の報道は間違つた報道かもしれないけれども、しかし、基本的にこの点はつきりこの法律案にも書いていく必要はないかということですね。もし、最初そういう考え方があつて、途中でこれを削られたとすれば、それはどういふ理由で

あつたか、そこをまず、これは政務次官からどうぞお願いいたします。

○小宮山政府委員 いま先生の御質問は、われわれ公害の各法をつくる場合においては、公害基本法といふものを尊重し、またそれを忠実に履行するということが第一の目的でございします。今回の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案は、統括者等の制度を設けて、工場における公害防止組織の整備をはかるということによつて、絶対公害を出さないんだということを組織的にとらえたこととございします。

○谷口委員 政務次官、それはそれに違ひない。それはもうおっしゃるとおりです。そうしますと、企業責任の問題、公害基本法第三条の原則に基づいて、これを實際に推進することを目的とするということとを、この法律案の第一条にはつきり規定することが非常に重大なことだと思ひます。もしそういう考えがあつたにもかかわらず、途中でそれを抜かれたという点ですね。とすればどういふことになるのかという問題があります。また私も、こういう新聞記事にたよらないで言え、当然そういう原則をはつきり法律案にも規定すべきだという考え方、これは正しいと思ひますが、そういう点についてはどうでしようか。

○莊政府委員 私ども、その新聞の記事のほうは、以前のことでちよつと記憶がはつきりいたしません。が、この審議会ではいろいろ各界の先生方にお集まりいただいて御審議いただきました過程におきまして、今回法律をつくることすれば、それは公害対策基本法第三条にすでにおおそかにうたわれておる、事業者の公害防止のための措置を講ずる統括的な責務といふものに達したものであると思ひます。このことは、審議会の審議の過程でも、政府側から委員の各位に申し上げたことはございします。ただ、實際に立法をする作業に入りました場合には、具体的に、たとえば第一条のところに、そういう第三条またはそれを書き写したような文面があつたにもかかわらず、それが途中で削除されたのではないかといふふりなことでござい

ましたら、実はそういうことは全く事実としてございしません。すべての公害対策関係の法令といふもので、事業者に関しいろいろな義務づけを行なつておりますけれども、それはすべて公害対策基本法第三条の規定を基礎にいたしまして、その精神を受けて具体的な事項を法律で定めるというのが公害関係の法令になつております。本法の場合も全く同様でございします。

○谷口委員 そうしますと、私も新聞記事がどうだろつたといふことにこだわらなせん。しかし、原則として、基本法第三条の原則を踏まえた法律であるといふことをこの法案にも明文化する必要があるのじやないか。その必要はないんだ、この法律をつくる場合に、そのことを書かなくてもわかりきつた当然のことだ、こういう態度ですか。そういうことでございします。

○莊政府委員 特に第一条に、第三条を受けて再び書きませんでも、すべての公害関係の法令といひますものは、その解釈、運用におきまして、公害対策基本法第三条に書かれておるあるいは第四条に書かれておるところのそれぞれの企業なり、国なりの責務といふものを宣言された規定の精神に照らして解釈、運用をされるものと私どもは考えております。そういう意味で、第一条に、先ほど申し上げましたように、ほかの公害関係の法令でも特に第三条を引用はいたしておりませんけれども、その法の解釈、運用の基本といふものは、常に公害対策基本法のこれらの条文に求められる、こういう意味で実質的には完全に一体になったものである、かように解しておるわけとございします。

○谷口委員 それではもう一つ突っ込んでお尋ねしますが、この公害防止のための企業内の機構ですね。統括責任者あるいは防止管理者というふうなこの機構は、企業内における責任か、あるいは社会に対する企業としての責任か、その位置づけはどうですか。あるいはその両面を持つてゐるのか。もう少し説明いたしなうか。つまり企業と

しての責任、公害基本法第三条に基づく責任を履行する上により機構を企業内につくる、これは企業の責任であります。したがって、機関は企業内における機関である。したがって企業に対する責任を持つ。ただし、この機関が対社会的に企業を代表するという点になりますと違ってくるわけがあります。そういう点の性格づけはいいがですか。

○小宮山政府委員 第三条において、事業者は、その事業活動による公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するということは、私は企業というものはやはり人だと思っております。ですから、人がどういふふうな会社の中で組織をつくり、それが公害を出さないということが公害基本法の精神であろうと思っております。この法律はやはりそういう意味での工場組織の整備を公法上の義務として位置づけたものだと思えます。ですから、こういう中で統括者あるいは管理者というものを置いて、対社会的にも責任を持たせたいということだと考えております。

○谷口委員 対社会的という内容には二通りあります。公害を防止するという点で企業は社会的に責任を持ちますから、したがって、こういう機構をつくるということになると思えます。しかし、これは企業内の機構ですから、この機構自体が対社会的に公害防止の面で企業の責任を実際に実行する、あるいは管理するのですから、それは責任を持つことになりませんが、こういう問題が政務次官、起るのです。たとえば公害が実際に発生する。住民がこれに対して抗議を申し込むなりあるいはその防止のための話を打ち込む、あるいは責任問題を追究するというような場合に、重役が出てこない、こういう機構をつくって、これが公害問題についての企業の機関ということになって、重役が出てこない。せいぜい工場長か、あるいはもつと下の、あとでこれは何いいますが、課長か部長クラスが、おれは工場内の公害対策の責任者だからおれが出るということになる。そういうことでむしろ住民運動などの関係では、非常

に企業の責任のある重役連中は、そういう場所からのがれて、のはほんととすることもあり得るのです。現在までにあつた。そういうことについてはこういう責任を持つ機関でないというふうな政府はつきりさせておくべきだ。そういう責任は企業なんだという点ですね。そういう問題が起るのでも私は何ったのです。そういう意味の対社会的責任機関か聞いたのです。

○小宮山政府委員 会社が公害法の違反に問われれば、会社あるいは企業責任者が罰則を受けるのであつて、また統括者あるいは管理者が怠つておれば、それはその法律あるいは今度の特定工場に關する法律の罰則を受けるのでございます。市民運動云々というふうなことを想定していいのか——もしそういうことで違反をしていなければ、これは法的に処理すべきものと考えております。

○谷口委員 いや、それはそれですけれども、いまこの法律で政府がおつくりになつてとして以来、各企業内におけるこの機構の地位といふますか、対社会的な意義づけといふますか、それではどうなのかということですが。

○莊政府委員 外部の被害者のほうから公害を発生しておる企業そのものに對して、たとえば設備をよくやつてほしいとか、あるいは賠償をしてもらいたいというふうな要求があつた場合には、それはあくまで御指摘の通りに、事業者たる企業そのものに對して出されておるわけでございます。法律上もそういう要求になるわけだと思ひます。したがっていまして、これはくだいて申せば、最高責任者は企業の代表者であるところの社長からトップ、これに對して一番あるといふことは、この法律があらうとなつたやうな変化のない点だと思ひます。やはり管理組織といふものは、公法上一定の管理者といふものを事業者が義務づけた、それによつて事業者が従来から他の規制法で負つておるところの義務の實際上の履行が円滑にいふように、そういう見地から公法上別途義務づけたといふことでございまして、こういう法律でできたからといって事業者の責任、事業者が各種取締法で負つておるところの従来からの責任、あるいは對社会的な責任といふものは、量的にも質的にも変化があるわけのものではもちろんございせん。したがって、重要な案件の場合には、本社のほうでこれを取り上げていくといふことも、当然あり得るわけでございます。

○谷口委員 わかりました。はつきりさせておく必要があると思つて伺つたのです。要するにこの機構は、先ほど部長さんですか、局長さんですか、おつちやつたのですが、公害防止管理者は、公害の技術的事項の管理といふふうな限定されてその任務の内容をおつちやつたように思ひます。それが、そう理解してよろしいですね。

○莊政府委員 先ほど公害部長からお答えいたしましたのは、実は公害防止管理者についてのことでございます。その一段上にございまして工場長たる公害防止統括者、これももちろん技術的事項が多いわけでございますけれども、同時に、工場内の公害防止について、統括者は管理者を指揮監督する、あるいは管理者に適當な人を人事上も配置されるように配慮する、あるいは公害防止の設備、施設等が円滑な運営、良好な維持管理がなされるような予算上の措置等も企業内部で確保するように努力する、こういう、直ちに技術とは申せない面があらうかと思ひます。

○谷口委員 その点もつけようです。私の伺つてゐるのは、そういう意味ではなくて、つまり公害防止の人間の配置だとか、工場内の予算をどうするかといふふうなこと、それからほんとうに科学技術的な技術、そういう面をひくくめて、公害防止の措置はいわば企業としてやるべきだといふ意味で技術全体と言つてゐるのであつて、これが對社会的にいろいろな問題についての責任を負うといふ問題になつてきますと、たとえばそれは何かトラブルが起きてどこかの交渉があるとか、あるいは地方自治体との話し合いがあるとか、あるいは政府との話し合いがあるとか、あるいは重役会議でこれを会社の代表とするといふような手続を済ませば、これは会社の代表といふことになるだらう。しかし、この法律によつてできた統括責任者といふものは、そういう立場ではないわけですね。

○莊政府委員 御質問の趣旨が非常によくわかりました。この法律によつて工場長を統括者にしたからといって、事業者の外部に對する責任あるいはトップの外部に對する責任といふものが変わるわけではございせん。工場長が責任を負うのは、あくまでもこの法律で公法上定められた事項について責任を負わせるわけでございます。本社の社長以下の幹部といふものが、事業者の実質的代表者として負つておる法律上及び社会的な責任といふものは変化はございせん。

○谷口委員 それではつきりしました。ただ、それでちよつと技術的なことになりまして、公害防止統括者ですか、この統括者が、たとえば工場長程度の人だと思ひますが、その部下に對する指揮については、法律上かなり詳しい規定があつて、経営者に対して、つまりいま申しましたほんとうの基本的な責任者である経営者に対して、何かこれがあつたらう、こうしろといふやうな、そういう勧告といふますか要求といふますか、これは企業内のことになりまして、しかし、公害防止の上から非常に重大なことだ。そういう点についての規定が全くない。つまり無力なんです。先ほどちよつとどなたかの質疑応答の中で、これは防止施設をどういふふうなやつたんですが、たとえば命令されたが、やらなかつたといふやうな場合、これはやはり問題になるというやうなお話があつたやうな気がするのですけれども、逆に統括責任者がどういふべきだといふ、そういう上について、企業に對する勧告といふますか要求といふますか、そういう点にわたつての権限の規定は、何もないわけですね。

〔始末委員長代理退席、委員長着席〕

そういう点で、これは逆にその工場長なら工場長、統括責任者に対して企業としての責任を転嫁

するおそれはないか。逆にこっち側からこうやるべきだというのがやらなかったという問題も、そういう道もなければまずいのじゃないか。そこらはどういうふうに指導されますか。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。下から上へ、こういうふうな公害防止施設をつくれというよりなことが適確に行なわれるように、本社内あるいは支社、支店その他工場というところに、やはり監視システムというか、部課制あるいは担当重役を置くようなシステム、あるいはラインシステムのよりなものもつくべく行政指導を鋭意しているところでございます。

○谷口委員 これは政務次官、そなたいした問題ないように見えるのだけれども、この統括責任者にしろ、あるいはまたその下に働く管理責任者ですかにしろ、法律によって規定された義務づけられたという制度になるのですね。だから間違つたことをやったり違反するようないことをやったり、地方自治体の長がこれを解任させるというかそういうことができるようになっていく。法律上の身分のきちんとした規定があるわけですね。その人が上に対して、企業に対してこうやるべきだということでもかなり強力な発言権を持つことを法的に保障することは、この法律のたてまえからいって当然あるべきことじゃないか。ただ、それは企業内の問題であつて、それはよろしくやつて指導するということではなくて、それをなさなかつたのはどういふことだろうかということですね。片手落ち、法律的にちゃんとこの責任者なりの立場が規定されておられます。その規定された責任者の実際の行動の中で、企業に対してこうやるべきだというふうな権限といふものがあるか、それを規定しておくことは正しいと思うのだが、特にそれは行政指導でやるつもりで法規定をやらなかつたという意味はどういふことですか。どういふことか、やはり疑問点として残ります。

○小宮山政府委員 法規定で制定しなかつたのはなぜかというところでございますけれども、これは

各企業いろいろございます。しかし、通産省としては、責任ある人がやはり統括責任者になっていただきたいということ、これは行政指導で指導していきたいということでございます。

○谷口委員 そこらはまだ押し問答いたしたいと思つておられますが、責任ある人、工場長くらいでしよう。大体いままでの議論の中ではそういうふうにおっしゃつておられるようですが、工場長は重役である場合もありますし、そうでない場合もあるて、必ずしも企業では固定された一般的な、そういう意味ではあなたのおっしゃるような言い方で一般論では済まないような気がするのですが、ここらは行政指導でも何でもいいですけれども、やはりきちんとしてやるべきだろつと思つておられます。それはひとつ私は要望しておきたいと思つておられます。

第二点の問題ですが、こういう問題がございすね。公害防止の企業の責任を、いま申しましたような二種類の管理者に企業自身が転嫁するといふようなことのおそれですね。これはもう初めから、こういう問題のときには私どもは問題にしておつたところであります。責任者をつくる、これはもう全部の責任者です。一般論として公害基本法第三条に基づいて企業に責任があるんだ、そういういふこともおっしゃつたし、私はそれはそれでいいと思つておられますけれども、事実上これをつくりますと思つておられますけれども、これはもう初めから、転嫁して知らぬ顔しておるというふうなことは大いにあり得るという点についての政府としての対策です。これはいままでもあつたでしよう。公害問題が起きた企業の中に幾つもあることですね。そこらをはひとつどういふ考えをお持ちであるか、何つておきたい。

○小宮山政府委員 これは組織の上での問題でございます。やはりその管理者ないし統括者が、これはこういうふうな改善しなければいけないうといふようなことで、組織内においての責任の明確を規定した法律でございます。ですから、もし会社自体がそういう各公害法の規定していることに違反しておる場合には、その会社の代表者あるいは会社が処罰されることであつて、その辺の

明確さを明確に規定しておるもので、これが法人のかわりに罰則を受けるようなことはないものと思つておられます。この法律にも罰則がございすので、もし各管理者が違反すれば、二年以内にそういう管理者あるいは公害主任管理者などになれないなどという規定がございすし、あるいは罰金刑もございす。そういうことで企業あるいは企業内の代表者あるいはその管理者、統括者との差別を区分してございす。

○谷口委員 それはさつきもちつと問題になりましたが、統括責任者がこの法律に違反する場合に、これは解任を要求されるというふうな処罰規定もあるわけですね。しかし結果は、そのことからよつて起こつた公害防止の不完全さというふうな問題なんかが事実として出てくると思つておられますが、その結果に對する企業責任という問題については何もないのじゃないかという話がさつき出ました。それは一般的に、公害基本法なり大気汚染防止法なりその他等々の法律によつてやるのだという話でした。それは法的にいへばそうなるだろつと思つておられますけれども、しかしこの法律でもそこらをはつきりさしておく必要はなかつたかということですね、これは最初から言つておられることなんです。だから、管理者に對する処罰というふうな問題は、これは書いてありますから。これだつて先ほど岡本さんがちつと質問していましたが、いろいろ問題はありますけれども、しかし問題は、やはり管理者といふのはあくまでも企業内の責任者であつて、公害に對する責任者は、やはり企業だといふことをあらゆる点でずばり書きません、管理者に転嫁されるというおそれが常に起こるということですね。その問題について、政府のほうはどうチェックしていく態度を持っておられるのかといふことを、ここではつきりしておいてほしいと思つておられます。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃるとおりだと思つておられます。公害を出すことについて、企業側がやはりつきり公害を防止するんだという意識がなければ、どんな法律をつくつてもそれはなかなか

実行できないので、私そういう意味でも今後公害防止を徹底指導していく義務があるかと思つておられます。いまおっしゃいます点については、企業者がそういう気持ちがありながらも、下部で、組織の中でそれに対してチェックする機関がなければ、それはなかなかできないことであるし、これは両者相まつて公害防止ができるのであつて、今回の法律案は、そういう事業者が規制基準をほんとうに順守するかしないかといふことのチェックをするのが今度の統括者であり、管理者であると考えておられます。

○谷口委員 そうおっしゃると、さつきの問題にひつかかるわけですね。企業の責任という見地に立つて、統括責任者にしろ管理者にしろそれチェックするといふ立場に立つたら、企業に對して法的にかなり強力な権限をこの法律によつて与えておかなければだめです。それは行政指導でやるし、企業内のことだからうまくいくだろう、企業はそういうふうな考えでくれば困るとおられます。それはおっしゃつても、政府の希望だけではやらない。そういう点をつかこういふ法律をつくつたのなら、これはいろいろな点で特に技術の上では専門家になりますから、だから企業に對して相當の発言権を持つた権限を与えておくといふことは、ある面ではやはり必要じゃないか。また、そういうことはできるのじゃないかといふ気もするのですがね。そういう問題です。

○小宮山政府委員 その統括責任者を置くことによつて、あるいは管理者を置くことによつて、その区域、部分の責任といふものが明確になり、それが会社の企業者に細部にわたつての意思反映ができる。また会社のほうでは、そういうことによつてシステムをつくつて、公害防止に万全を期するといふことだと思つておられます。今回の法律は、その権限を与える云々といふことは、その企業内においての責任体制を明確にして公害防止をしつかりやつていくんだといふことであつて、企業全体の中でその発言云々といふことは、企業は千差万別でございますので、その点はなかなか法律で一

般論的に規定できないと思います。

○谷口委員 この公害防止管理者の業務ですね、この業務のうち原材料の検査あるいは測定の実施等となっている。検査、測定の実施を行なった結果の記録あるいは統括者への報告、こういうものについては、本法では義務づけられていないのです。これは、管理責任者は要するに統括責任者から指示されたことを実行するという、いわばこの事業における労働者といえますか、そういう直接の技術的な責任者になるのであって、ほんとうの責任者はやはり統括責任者だから、そこへ報告する義務がなく、全部統括責任者が責任を持っています。だから、粗漏があっても管理者の責任でないというふうに、この法律では規定されている、そういうふうに理解してよろしいかどうか。

○荘政府委員 公害の測定に關しましては、すでに大気汚染防止法や水質汚濁防止法のほうで規定がございまして、省令等で検査のやり方、あるいは検査結果の記録等につきましても、詳細な実は規定がございまして、それを、管理者という専門家を、一定の資格を有する技術能力のある人を選任して担当させるというのが、今回の法律の趣旨でございまして、検査の結果、排水基準を逸脱しながら上回っている、これは手当てをしななければいけないというふうな事実がわかりました場合には、工場長たる統括管理者というのは統括管理者でございまして、統括管理をするということは法律上にも出ておるわけでございまして、管理者の業務に対しては、もちろん指揮監督を当然にするわけでございまして、その指揮監督権によって報告はさせるというのとは本来のことではないです。したがって、統括者が責任を持たない、その結果について責任を持たないということ、これはもちろんないわけにございまして。

○谷口委員 この管理者は、会社として大体どのクラスで選ぶことになりますか、あなた方はどう考えていますか。たとえば、課長以上でないクラスが選任されて、労働組合法第二条に規定する労働組合に加入しているような従業員が選任される

こともあり得ますか。

○森口政府委員 管理者は工場によって違うのでありますけれども、私どもとしては、大体課長ないしこれに準ずべき人が管理者のクラスではなからうかというふうに考えております。

○谷口委員 これは工場を選ぶのでしから、それに対して、一般の労働組合員の範囲内の人を管理者にしたような場合には、政府としては、それはどうもまずいぞというふうなことで、やはり工場側のいわば理事者といえますか、管理者といえますか、そういう側の人を選ぶように指導なさいますか。

○小宮山政府委員 管理者を選ぶ場合には、そういう問題には関係ない私は考えますし、国家試験を通じて訓練を受けた方で資格がございしますならば、私は統括責任者に任命してけっこうだと考えております。

○谷口委員 そうなるとちよつと問題なんですよ。工場の経営の組織として管理者の側に立つことになる。使われていた労働者の側に立つとしたら、これは労働組合法ではっきり分けています。労働組合の側に立つという一般従業員が、そういうふうな技術的な資格があるからというので、こういう重大な公害防止の管理者になるという、こういふ人でもりっぱにやれると思う。しかし、社会的責任の上ではやはり重大な問題になりますよ。労働運動の上でもかなりいろいろな矛盾が起きます。そういう問題について、それは問題にならないというふうな答えだ、これは労働運動の上から重大になります。公害防止の工場の責任者なんですね。管理責任者です。だから、そこにある労働組合、つまり従業員の一般的な労働災害との関連も起きますが、公害問題に対する立場の問題ですね。ところが身分は労働組合なんだ、そうなんですよ。そこが重大なことになるんですよ。大きな矛盾が起きます。工場の公害の管理者の責任というところでなくて、工場の公害の管理に立つ、つまり労働組合外の人、それから労働

組合に入るべき一般従業員のけじめをそこにはつきりつけておきませんと、公害問題で労働組合のある一部の人間が、試験を受けたからといって管理者に任命されたりすると、重大な問題が起きます。その点どうですか。

○小宮山政府委員 重大なことになるということ、私がよくわからないうのでございしますが、私は公害といふことが、基本法に規定されているように、国民の健康を保護するといふようなことが前提でございしますので、そういう技術があれば私は管理者になつてもけっこうだと思ひます。

○谷口委員 そうすると、これはつきりしておきますが、労働組合法第二条に規定する労働組合に加入しているような従業員でも選任されることはあり得るのだ、こういうことですか。

○荘政府委員 この法律では公害をもつばら目的にいたしておきまされども、やはり社会的にも外部とも関係のあることといたしまして、たとえば火薬類の取締法とか、高圧ガスの取締法とか、こういう法律などがございまして、主として安全の問題を対象にしておるわけでありまして、それぞこの法律に基づきまして企業内で取り扱ひの責任者といふものが同様置かれることになっておりますから、そういう場合でも、法律上は少なくともその人が労働組合員であるかといふことは、御案内のとおりだと思ひます。

この法律の場合には、それじゃ運用の考え方としてどうなのかというお尋ねかと私伺つておたわけにございしますが、この管理者といふものは、たとえば大気とか、あるいは排水の検査をするという場合に、もちろんその人自身が分析の機器の非常にめんどろな操作ですという、そういうようなものまでやるのはけっこうでございしますが、それまでの要件は必要ないわけにございまして、別に分析の専門の技師なり何なりがおりまして、そういう人を補佐役に置いておきまして、全体として定期的に水をとつてきて検査をして、その検査の結果を見て、次のアクション

をとつていくというときの第一次的な管理責任者としてふさわしいかどうかということで実は私どもは考えております。したがって、そういう意味合いから、先ほど公害部長のほうからお答えしたわけにございしますが、大体工場にいえば、現在大きな工場では、進んだところは公害部とか、あるいは公害防止課といふふうな組織を自主的にどんどんつくりかけておりますが、そういうセクションの大体管理職クラス、課長クラスの人を使つていく。指揮もとれなければいけないというふうな意味で、実際上私どもは念頭に描いておるわけにございします。しかし、法律上の資格要件といたしまして、国家試験とか、政令で定める資格とかございしますが、本法の場合も、たとえば他の安全関係などを取り扱つております法制におけると同様、職員組合に属しておるかといふふうなことを資格要件といたしておらない、他の立法例と全く同様である、こういうこととございします。

○谷口委員 その点は、それじゃ結局そういう資格要件を技術的に持つておる者は、労働組合法に基づき一般従業員、労働組合員である立場の人、あるいはその工場の管理者としての、たとえば課長とか係長とか、そういう工場側に立つ人たちが、そういうことの問題は区分けはない、こういうこととありますね。

それじゃ、これは資格要件の問題になります。が、ちよつと伺ひます。これは実例で申します。東京都においては、四十六年度から、公害防止条例に基づいて公害防止管理者の資格試験の講習会をするものになっております。本法案による公害防止管理者の資格要件は、都条例の施行規則別表第三に規定するものと一致してやれるかどうか、何か違つたものになるかどうかという点ですね。矛盾なく地方自治体のやつておる仕事と、本法によつて計画されておる仕事とは一致できるものかどうか、その点いま東京都の例を実例としてあげたのです。

○森口政府委員 本法の考えておきますところは、精神的には全く同一であるかと思ひます。ただ、実施の細目につきましては、若干をいまして、東京府と東京都とを調整してまいりたいというように考えておきます。

それからほかの都道府県につきましても、条例で設置をきめておきます都道府県がございすけれども、ほかの都道府県につきましても、まだ内容等が十分きまっておりますので、本法が出ますれば、当然本法と同じような内容のものを指向していただけるというように私のほうでは期待いたしております。

○谷口委員 おそらく私は、今後東京都におけるように、他の都道府県でもこういう講習なんか、条例も何か方々に出てきておますからやってくるんじゃないかと思ひます。こういう法律的にちゃんと法の規定で管理機構をつくるということは別といたしまして、そういうことをできる人間が企業内にいなければならぬことは明らかで、これは必要なんですから、そういう意味では都道府県で、いろんな点でいろんな仕事を同じような方向でやるだろう。その場合に、本法でやります国家試験を受けて、検定といひますか、資格を国として認めらるということですね。それらの関係はやはりうまくいったほうがいいわけですから、それらの問題で今後どう考へていくかという問題が一点ございす。

それから同時に、都道府県がやりましたも、つまり地方公共団体がやりましたも、これはやはりそういう意味では国家的な仕事をやるのですから、その都道府県がやっている仕事に対して、予算的な援助をやる意思があるかという問題ですね、そういう点のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○森口政府委員 公害防止管理者の養成の仕事は、おっしゃるとおり重要でございす。先ほど御答弁申し上げましたように、当省といたしまして

ても、直接いろんな講習事務というものを現在実施をいたしておるわけでございます。当然都道府県の間でも、同じような考え方をこれからお持ちになる都道府県はあるかと存じます。私どものほうにいたしましては、できるだけこういふような事業に対しては、今後援助をしてまいりたいというように考へておきます。

○谷口委員 ちょっともう一つ念を押しますが、援助ということばはなかなか広うございすが、いま私は特に予算のことを聞いたのですが、これは何かそれを予算措置といひますか、そういう予算という意味を含めての援助の中に、いろいろ援助にもありますから……。

○森口政府委員 本法が施行されますと、こういう養成事務というものは相当拡充しなければいけないうように思ひますので、私のほうにおきましても、来年度はそういうような予算を大蔵省に提出して要求してまいりたいというふうに考へておきます。

○谷口委員 最後に、時間がございせんので、この公害問題は、住民の問題でいわゆる住民運動というものが起つていられるわけですが、それと同時に並んで、労働組合がやはり企業内で大きな問題にしている。このことから不利益処分を受けている事例が幾つかあるのです。企業内で公害の問題をやる、公害の反対運動をやるとか、あるいはこれをこうしろというふうな要求運動をやる、あるいはこういふ企業はこういふ公害を起しているというふうなことを外へ持ち出すというふうなことで、かなり方々にいろいろな形で不利益処分を受けておられますが、これはやはり公害防止の上からいって、住民運動と並んで労働組合のそういう摘発運動といひますか、防止のための運動といふものは、大きな社会的意味を持つので、不利益処分を受けるということはやはりまずいというふうに、これは一般の通念として考へられ

る。これらに対して政府としては、やはりそういう事例に対して、あるいはまた一般論として警告を出される意思があるかどうか、その点をここで

伺つておきたい。

○森口政府委員 いわゆる安全の問題は、先ほど申し上げましたけれども、こういう問題につきましても、従業員が主たる被害者というふうなことで、労使一体ということが鉱山や工場等ですべてに完全に浸透しているわけではございすけれども、公害の問題も、これは外部の問題であつて、企業の内部とは関係がないというふうなところから考へ方というものは、もう今日では成り立たない考へ方であらうと思ひます。そういうことで、企業の構成員全部が、上は社長から下は従業員の末に至るまで、やはり公害防止というものが、企業の経営の基本的な重要な根本前提だといふ自覚を、頭を切りかえなければいけないということ

が、私どもが諮問をいたしました産業構造審議会のほうの中間答申にも実は冒頭に述べられておるところでございす。私もそういうことで、やはり企業の経営者もこれを体して、やはり企業全体として公害防止マインドを盛り上げていく、一体になつてやっていくというふうなすべきだといふことを、この答申などを各団体や企業へも送りまして、そういう指導をしておるところでございす。したがうして、労働組合の諸君が、また自分の属しておる企業の公害防止のあり方について関心を持たれるということは、企業の構成員である以上、これはいわば当然のことでありまして、これからの企業といふものは、そういう点について、何か特別に従業員が公害の問題について関心を持たからどうするかというふうなことは、あつてはならないことであらうと私どもは思つておるわけでございます。

○谷口委員 そういうふうにおっしゃいますと、公害問題は事業者も労働者もみな関心を持つべきだというふうな一般論でいわれますと、ちょっと違つてくるのです。私はこの間、実は選挙中に堺へ行きまして、堺のある化学工場、ここでは硫化水素ガスなんか出る、じんあいも非常にひどいというふうなことで、労働組合としては実際は労働者自身が被害者ですね。そこで、工場内

の重大な問題として闘争を起したら、工場はそれではと煙をみんな外へ出すようにしたが、今度は住民からやられちゃつてまた工場へ持つてくるというふうな、そういう闘争が起つてくるので、その中で労働組合は相当やはり事業者から圧迫を食つてゐる。そういうような問題が起くるので、これはやはりこの際そういうことの起らないように、政府としては当然「公害問題については労働者は被害者であると同時に、そういうことで住民の一人でもありますから、闘争やるのは当然である。工場内、企業内で、そのことによつて不利益な処分を受けるのはいかぬのだ。これはやはり労働者あたりが、きよりは労働者は見えてないようですが、当然これは警告を発するべきだ、そういうことを私は願つておるんであつて、当然だと思ひますがね。こういうのは皆さんの考へ方からいって、それから公害防止の上からいっても当然だと思ひますが、その点を伺つたわけでありす。

それからもう一つ聞いておきますが、本法の第九条第二項、公害防止統括者等がその職務を行なう上で必要であると認めてする指示に住民が従わなければならぬと規定してあります。ここでいう「職務」といふのは、本法の第三条、第四条、この統括責任者もしくは防止管理責任者ですか、これの持つておる業務に限定されるということになりますか。それからはずれた問題も実はやられますとかなり大きな労働者に対するいわば不利益な処分になります。そこらをはつきりしておいていただきたい。

○森口政府委員 再度のお尋ねがございましたので、すけれども、労働者も同時に公害の被害を受けるという場合の問題でございすけれども、これにつきましても、政府といたしましては労働基準法の上で、排出物質の規制をする制度が現在ございすけれども、労働者に置かれた審議会にかねてから諮問をされておりましたのですが、先般五十五数品目ですか、相当多数の品目について労働基準法の上でまた規制をかけるというふうなことで、

労働省令で詳細な設備の基準なり排出基準というものをつくられるような動きがございまして、現在労働省のほうで省令の作業を進めておられるというのを聞いております。

それから、第二番目の本法第九条第二項の指示の問題でございしますが、その点は私も条文の上で注意したつもりでございまして、ごらんいただきますとおり、「その職務を行なううえで」という明確な制限を設けておるわけでございしますので、先生御指摘のとおり解釈のようになるわけでございます。

○谷口委員 私はこれはいろいろ最初の点のところで大きな問題が残っているように思うのですが、いずれにいたしましてもこういう機構をつくっていただいてやるというのは、これはある面では必要なことは当然だと思ふのです。同時に、機構にたよって基本問題がこまかされているというようなことが、やはり一番公害防止運動の上では重大なものになってくる。つまり企業の責任という問題、これがやはりあいまいにされていくということになっては、これは法の運営上重大なことになると思ふのです。だから世間では、この法案に対して、住民闘争が非常に盛んになってきたために、政府はこういうものを出して、基本問題をあいまいにしながら何か機構づくりをやってしまう、それで住民にこたえるのかのごとく見せて、実際は問題の本質からはずれていくような、そういうことを目ざしているんだというような悪評すらあるわけですね。そこらをしつかり踏まえて、そしてそういうふうにならないようにやはり企業責任の問題を追及する上で法律によって規定された機関をつくることを義務づけ、そしてこれを運用する上で、その点をはずさないでやってもらいたいということを、最後に嚴重に希望しておきまして終わります。どうもありがとうございました。

○小林委員長 次回は、明二十八日午前十時理事会、十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

昭和四十六年五月十一日印刷

昭和四十六年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局